

白井市指定管理者選定審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）第11条の規定により、白井市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の担任する事務)

第2条 審査会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消しについて審査すること。

(2) 指定管理者による公の施設の管理について、市長に意見を述べること。

(組織及び任期)

第3条 審査会は、委員6人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条第1号の指定管理者の候補者の選定に係る審査は、非公開とする。

(参考意見等の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部行政経営改革課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

| 委員の構成 | 委員の定数 |
|---------------------------|-------|
| 学識経験を有する者 | 3人以内 |
| 公の施設の管理に関する附属機関その他の期間の代表者 | 1人以内 |
| 市民（公募委員） | 1人以内 |
| 市の副市長の職にある者 | 1人以内 |